

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	平成25年度第2回武蔵村山市自立支援協議会
開 催 日 時	平成25年7月1日（月） 午後2時～ 午後4時
開 催 場 所	市民総合センター3階 小会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：椎木俊秀、笹本秋夫、長田文男、有賀講陽、森本 章、須永美智子、岩瀬香世、見崎洋一郎、鈴木君子、古川総子、笹本悦弘、高橋 毅、市川和男、菅原幸次郎、榎本 勝。 欠席者：西山直美、川崎吉造、押田友紀子、
議 題	議題1：報告事項 （1）訪問系、日中活動系、居住系、各サービス事業者部会及び相談支援部会の開催状況について （2）プロジェクトチームでの課題の検討状況について （1）障害者のくらしを考える部会 （2）障害者の「はたらく」を考える部会 （3）その他 議題2：武蔵村山市地域防災計画について（防災安全課職員） 議題3：その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について： 事業者部会は、資料の添付がないので、資料を添付していただきたい。 議題2について：二次避難所に避難できるのは本人のみ、又は家族も一緒等の避難については今後検討する。課題である。聴覚障害者の方に情報提供の方法としてはメールを利用していただきたい。 議題3：次回の開催は、8月19日（月）を予定する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) ●会 長 ○委 員 ■事務局	・配布資料の確認 議題1：報告事項 ●まず、各事業者部会の開催状況を事務局から報告をお願いしたい。 ■訪問系サービス事業者部会に関しては5月21日（火）午後2時から市民総合センター2階の作業室で開催された。参加された事業所は4事業所で、精神障害者地域活動支援センターお伊勢の森と障害者地域自立生活支援センターも参加された。内容としてはサービスを提供するにあたっての課題、利用者とのトラブル、精神障害の方へのケアについてとキャンセル時の対応について話し合われた。次回は7月16日（火）午後2時から市民総合センター3階小会議室で開催される。 日中活動系サービス事業者部会は5月15日（水）午後4時から市民総合センター3階小会議室で開催され12事業所が参加し、新たに4事業所が加わった。内容については級地格差について、就労継続支援A型、B型の問題について協議された。次回は7月17日（水）午後4時から市民総合センター3階小会議室で開催される。 居住系サービス事業者部会は5月17日（金）午後1時から市民総合センター3階小会議室で開催され、参加事業所は6事業所で障害者地域自立

生活支援センターと精神障害者地域活動支援センターお伊勢の森が参加された。虐待防止に関わる各施設の取組みについて、施設入居状況と希望者のマッチングについて、その他情報交換が行われた。次回は7月19日（金）午後1時30分から市民総合センター3階小会議室で開催される。

●各事業部会に関わった方から報告をいただきたい。

○居住系サービス事業者部会は、村山団地に新しくできたあしたばさんも参加された。しかし、1事業所欠席したために参加は6事業所となった。

○事業者部会は定例会に提言するのが目的だと考えるが、内容の提言などは今までであったのか。

●今まではそういったことはない。

■訪問系サービス事業者部会についてだが、新規の事業所が開設されたので、参加を呼び掛けてよろしいか。

○登録をされているなら問題ないと考える。

●障害者のくらしを考える部会について報告をしていただきたい。

○障害者の暮らしを考える部会は、5月16日（木）に市民総合センターで開催された。今年度の第一回目ということで、昨年提案を踏まえた状況の報告と今後どういったことを協議会へ提案していくかを話し合った。

市内障害福祉施策めぐり進捗状況については、障害者（児）連絡協議会が開催されたということと移動支援サービスが通学児童にも一部使えるようになったという報告、障害者総合支援法によって難病患者が対象となったことの確認等が行われた。

その他の意見に関しては、視覚障害者関連団体より、視覚障害者に対しての選挙の時の情報提供が適切に伝わっていないのではないかと報告があった。選挙に限らず、公的な情報は今までよりも障害者の当事者に知らせる必要があるという意見があった。

そして、肢体不自由障害関連団体より日中の居場所の確保について再三提言してきているので、引き続き提言していきたいと考えている。

防災に対しては他市では障害者の特性に配慮した防災訓練を行っているところもあるので、武蔵村山市でも実施してほしいという意見が出た。また、どこにどのような避難場所があるのか障害者にはわかりにくいので、分かりやすい形のマップを作ってほしいという意見があった。

まとめとしては、①障害者を含めた防災訓練の実施②障害者にもわかりやすい防災マップの作成③障害者向けの防災マニュアルの作成④防災システムの再確認の4点を要望していきたいと考えている。

○補足としてだが、肢体不自由団体より日中の居場所がないことについて再三提言してきているのは間違いないが、実際に病院を出た後の居場所がないのではなく、親亡きあとや親の高齢化により介護ができない状況で施設入所ができないことが問題となっている。

●障害者の「はたらく」を考える部会から報告をいただきたい。

○資料の6ページを参照していただきたい。「はたらく」を考える部会は6月20日(木)14時から市民総合センター小会議室で開催された。今回の出席に関して、ハローワーク立川から松本統括職業指導官とたまこヒルズ職員の大蔵氏が初参加された。松本氏には東京都の就職状況について7～12ページまでの資料を使いながら説明をいただいた。10年ほど前と現在では障害者の就職の件数は増えており、障害者自身も就職希望の方が増えている。就職状況の内訳は身体障害者の方は横ばい、知的障害者の方は少し増えており、精神障害者の方の採用は倍以上に増えていることがわかる。総合支援法はいろいろ問題のある制度であるが、社会全体の意識が変わってきたためか結果が出ているという。次回9月19日(木)の会議では、ハローワークの方に立川管内の資料を持ってきていただき、立川管内の話をしていただきたいと考えている。

○プロジェクトチームは資料があるが、事業者部会は資料もないので、事業者部会でも資料を添付していただきたい。

●これからは事業者部会でも話した内容や資料を準備していただきたい。

○先ほどのくらしの部会で選挙の話が出た。東京都では選挙公報のCD化が行われているという話を最近聞いたが、今まで知らなかった。実際に武蔵村山市の選挙管理委員会に問い合わせたところ、CDもしくはテープが武蔵村山市には5本ほど配られているとのことだった。そして、今回の都議選ではCDを配ってもらうよう要請したため、CDを20本つくっていただくこととなった。

●次に、防災安全課の担当の職員の方から防災について説明をお願いしたい。

議題2：武蔵村山市地域防災計画について(防災安全課職員)

■今日は3つのことを説明させていただきたい。1点目は平成23年3月に修正された武蔵村山市地域防災計画についてである。2点目は平成24年11月に修正された東京都地域防災計画と武蔵村山市地域防災計画の修正について、3点目は災害時要援護者名簿登録についてである。

まず、用意した資料の武蔵村山市地域防災計画－概要版－の説明をしたい。武蔵村山市地域防災計画は資料にもあるように、災害対策基本法に基づき、武蔵村山市防災会議が作成する計画である。この計画は市・その他の公共協力機関の有する全機能を有効に発揮して、市の地域において地震を中心とする災害の予防、震災復興を実施し、市民の生命・身体及び財産を保護することを目的としたものである。

東京都地域防災計画(震災編)概要版には、地域防災計画のフロー図があるが、地域防災計画は国が災害対策基本法に基づいて、中央防災会議が防災基本計画を作成する。それに沿った形で東京都防災会議が東京都地域防災計画を作成する。その内容に沿って各区市町村防災会議がそれぞれの区市町村防災計画を作成することとなっている。

武蔵村山市の地域防災計画の修正の経緯としては、前回修正が平成17年度、そして平成23年となっている。その後東日本大震災があり、東京都の地域防災計画が去年の11月に修正されたので、武蔵村山市でも修正をしている。

地域防災計画の第1部第2章(3ページ)では被害想定をしており、市

ではその想定の上で減災目標を掲げている。たとえば、死者の半減を目指すために市では家具類の転倒防止器具の助成事業を行っており、この事業は今年で5年目となっている。

計画の第4部(7ページ)には災害の復興計画なども定められている。第5部(7ページ)では東海地震のことを念頭に考えられている。

次に内容に入っていきたい。武蔵村山市では目標として死者の半減を掲げている。既に実施している対策もあり、木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成事業は産業観光課が行い、高齢者・障害者世帯への転倒防止器具取付への助成は防災安全課で実施している。また、防災安全課では自主防災組織結成への働きかけ、地域防災力の向上として、現在26団体で計画的な訓練をしている。ほかにも目標としては、避難者の減、外出者の早期帰宅の2つがある。

防災計画の中には市で行うことと市民の方をお願いすることが入っている。災害対策は市の一部の部署で行うものではなく、市のすべての部署に任務を割り振り、市の総力をあげて行うものだと認識している。表紙が第3章減災目標と書かれている資料の17ページには各部署の役割が表として書かれている。その後には協力していただける企業や団体の一覧表がある。22ページには武蔵村山市と協定を結んでいる団体が示してある。二次避難所として、(法)村山福祉会、(法)村山正徳会、都立村山特別支援学校と記載はされていないが福生第二学園とも協定を結んでいる。

第5章第1節(48ページ)には市民等の役割として、10項目を挙げている。これは防災訓練や出前講座で市民の方をお願いしていることでもある。また、市内には自主防災組織があり定期的な防災訓練などを行い、防災力の向上をはっている。

第6章(51ページ)にはボランティア等との連携・協働について明記されている。これには災害ボランティアの受け入れに限らず、東京都の防災ボランティアのことについても考えられており、北多摩西部消防署のボランティアや赤十字ボランティアの役割について示されている。

次に初動体制について説明したい。大きな災害が起こった場合に、市では市長が判断して、災害対策本部というものが市役所の本庁舎に設置される。本部長は市長、副本部長は副市長と教育長であり、本部員は各部長となり、ここで情報収集や判断をされる。市の備蓄物資などもここで判断されることとなる。

災害が起きた時の職員配備体制については、情報連絡態勢、第1から第4非常配備体制まで想定されており、震度6弱以上の地震が起きた場合の第4非常配備体制になると、市役所の職員は全員集まってくることになる。

また、市では初動要員というものが確保されており、市内に14か所ある防災拠点にすぐ参集して初動活動に従事できる職員を「武蔵村山市防災拠点初動隊」として結成している。任務としては、災害対策本部との通信連絡に関する事、避難所施設の開放措置に関する事、避難所の運営管理に関する事などが挙げられる。

第3章には応援協力・派遣要請について書かれている。応援要請は都や他市町村などに協力要請をし、防災関係機関の協力として武蔵村山市医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会などに救護所を設けてもらうことになっている。

そして、二次避難所を設置していただく場所として、伊奈平苑、サンシャインホーム、村山養護学校や福生第二学園などと協力方法を定めている。自衛隊との協力も示してあるが、武蔵村山市は北多摩分区となっているので、立川からではなく練馬の第1後方支援連隊から派遣されることと

なっている。

第8章（109ページ）には主な機関の応急復旧活動の表が示されている。医療機関（医師会、歯科医師会）との情報連絡手段として、地域防災無線を整備し、連絡手段を有線途絶の事態に備えている。また、医師会の先生方は市外に在住されている方が多いので、初動体制について協議もしている。

市民への医療救護所の開設の情報提供は防災行政無線を通して行うこととしている。初動医療体制については112ページの図にあるように連携している。医療救護所として、現在の計画では「保健センター」と「福祉会館」になっているが、2つの場所が近いため現在行われている計画の見直しで場所の変更等が議題にあがっている。

医薬品・医療資器材の確保については、健康福祉対策部（健康推進班）が中心に管理や東京都への協力要請を行う。市における医薬品、医療資器材の備蓄などは115ページに載っている。市内の救急指定医療機関は武蔵村山病院となっている。在宅難病患者への対応として、市では平常時から把握をし、災害時の搬送及び救護体制を確立することを定めている。

124ページには避難勧告等の一覧がある。避難準備の段階で要援護者は避難を開始しなければいけない段階となる。避難方式は、防災訓練でも行っているが、2段階避難を基本としている。これは一時集合場所に集合した後避難場所への避難ということである。また、市には避難場所と避難所があり避難場所は学校のグラウンドや公園等の屋外のスペースのことをいい、避難場所は屋内施設である市立小中学校等の体育館を指定している。

災害時要援護者の安全確保については、都の作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（市町村向け）」をもとに支援プランをつくっていく予定である。二次避難所（福祉避難所）に関しては今後も増やしていきたいと考えている。

東京都地域防災計画（震災編）概要版の3ページには首都直下型地震による東京の被害想定が出ている。

都の防災計画では今まで以上にボランティアとの連携が明確にされるようになったので、武蔵村山市の防災計画でもボランティアセンターとの連携を強化していきたいと考えている。

東京都地域防災計画における主な取り組みとしては、区市町村で災害時要援護者の名簿の整備や支援の全体的な考え方を示す全体計画の策定、助成や災害時要援護者にも配慮した避難場所の管理運営などが挙げられている。また、災害医療コーディネーターを中心として初動時の医療連携体制を構築していく。これらのものに沿った形で市の防災計画は策定される。

災害時要援護者登録名簿については、平成25年5月14日付の資料を参照されたい。

現在は手挙げ式の登録となっているため、本人の同意を得てから消防、警察や民生委員に名簿を渡すこととなっている。また、災害時要援護者名簿は個人情報保護の関係で、ハードルが高くなっている現状がある。災害対策基本法（10ページ）には、本人の同意を得ることなく、関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できることが書かれている。

●質問がある方は挙手を願いたい。

○防災計画は防災会議によってつくられるが、防災会議の構成員に障害者

	<p>はいるのか。</p> <p>■現在、障害者はいなく、今後も予定はない。</p> <p>○私も要援護者の登録をしているが、二次避難所に避難できるのは本人のみなのか、それとも家族も一緒に避難できるのか。</p> <p>■その辺りははっきり決まっていないので、これから協定を結んでいく中で、考えていかなければいけない課題である。</p> <p>○私どもの施設は二次避難所になっており、以前に食糧や毛布の備蓄をお願いした。しかし、基本的には食糧や毛布は市役所に取りに行くことになっているということだった。ただ、実際の災害時には道路事情の悪化もあるだろうから、二次避難所に備蓄することを前向きに考えていただきたい。</p> <p>また、東京都で実際に災害が起きた場合に考えられることとして、物資やボランティアは23区優先になるだろう。そういった観点からも武蔵村山市独自の対策が必要だと思う。そして、防災無線がダウンした場合のことも考えておく必要があるだろう。最後に災害時の要援護者名簿は包括やケアマネまでに提供していただきたい。</p> <p>○聴覚障害者に対する情報提供は何か考えられているか。</p> <p>■聴覚障害者の方には、今も市で実施しているメールサービスがあるので、そちらを利用していただきたい。</p> <p>○今まで様々な要望があるが、中間報告すらない状況がある。</p> <p>●それは次回以降に中間報告などを考えていく必要がある。次回の自立支援協議会は8月19日（月）に開催することとする。</p>
--	--

会議の公開・非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： _____ 人
-------------	--	--------------

会議録の開示・非開示の別	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： _____） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： _____）
--------------	--

庶務担当課	部	課（内線： _____）
-------	---	--------------

（日本工業規格A列4番）